

公益社団法人新潟県栄養士会  
会費規程

平成 23 年 4 月 1 日 制定施行  
平成 24 年 6 月 5 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 9 条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第 2 条 会員は、その種別ごとに次の入会金を納入しなければならない。

正会員	1,000 円
賛助会員	3,000 円
特別会員	1,000 円

(入会金の納期)

第 3 条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

(会 費)

第 4 条 会員はその種別ごとに次の会費(年額)を納入しなければならない。

正会員	11,500 円
賛助会員	30,000 円
特別会員	11,500 円

(会費の納期)

第 5 条 正会員、特別会員は、毎事業年度の前月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、賛助会員にあつては、会費納入の請求書が届いた日から 30 日以内に納付しなければならない。

(入会金及び会費の免除)

第 6 条 理事会は、災害等で免除すべき相当の事由があると認める会員については、第 2 条及び第 4 条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。